2016 年 3 月 15 日
日　本　銀　行

「設備投資および人材投資に積極的に取り組んでいる企業を支援するための指数連動型上場投資信託受益権買入等に関する特則」の制定等について

日本銀行は、平成２８年３月１４・１５日の政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節を円滑に遂行する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

本件は、平成２７年１２月１７・１８日の政策委員会・金融政策決定会合の決定に関するものです。

記

１．「設備投資および人材投資に積極的に取り組んでいる企業を支援するための指数連動型上場投資信託受益権買入等に関する特則」を別紙１．のとおり制定すること。

２．１．の実施に関し、日本銀行法（平成９年法律第８９号）第４３条第１項ただし書きおよび同法第６１条の２の規定に基づき、別紙２．および別紙３．のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。

以　上

＜本件照会先＞

企　画　局 鈴　木（03-3277-2800）
廣　瀬（03-3277-1634）

別紙１．

設備投資および人材投資に積極的に取り組んでいる企業を支援するための指数連動型上場投資信託受益権買入等に関する特則

１．趣旨

設備投資および人材投資に積極的に取り組んでいる企業を支援するための指数連動型上場投資信託受益権の買入れについては、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成２５年４月４日付政委第４７号別紙３．）によるほか、この特則に定めるところによる。

２．買入対象

金融商品取引所（金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている指数連動型上場投資信託受益権であって、次のいずれかに該当するもののうち、買入対象とすることが適当でないと認められる特段の事情がないものとする。

（１）本行が別紙１に定める基準に基づき適格とする指数に連動するよう運用される銘柄であって別紙２に定める基準を満たすもの

（２）ＪＰＸ日経インデックス４００（ＪＰＸ日経４００）に連動するよう運用されるもの

３．買入額

（１）２．（１）に該当する指数連動型上場投資信託受益権については、銘柄毎に、原則として時価総額の２分の１の範囲内で買入れを行うものとする。

（２）２．（２）に該当する指数連動型上場投資信託受益権については、この特則に定める指数連動型上場投資信託受益権の買入予定額のうち、（１）により買入れを行う金額を差し引いた金額まで買入れを行うものとする。

（３）この特則に基づく買入れは、概ね均等のペースで行われるように運営するものとする。

４．選定手続等

本行は、２．（１）に定める指数について、別に定めるところにより申出を受け、審査を行うものとする。適格とする指数については、公表する。

（附則）

この特則は、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」（平成２２年１０月２８日付政委第９２号別紙９.の別紙および同別紙１０.の別紙）の一部改正に関する日本銀行法（平成９年法律第８９号）第４３条第１項ただし書きおよび同法第６１条の２の規定に基づく財務大臣および金融庁長官の認可を受けることを条件として、当該認可を受けた日以後の総裁が別に定める日から実施する。

別紙１

適格とする指数に関する基準

次の１．から４．までに掲げる要件をすべて満たすものであること。

１．企業の設備投資および人材投資への取り組み姿勢の評価

指数に基づくポートフォリオが、次の（１）から（３）までをすべて満たしていること。この場合、個別の構成銘柄については、（１）または（２）に掲げる株式のいずれか、またはその双方に該当するものであって、（３）の要件を満たしていること。

（１）設備投資への取り組み姿勢

設備投資または研究開発費が基調的に増加している企業の株式（日本法に準拠して設立された株式会社の発行する株式であって、金融商品取引所に上場されているものをいう。以下同じ。）が含まれていること。

（２）人材投資への取り組み姿勢

雇用者数、人件費、能力開発費等、人材投資が基調的に増加している企業または労働環境の整備、保育支援、人材育成制度の充実等、人材育成に積極的に取り組んでいると客観的に認められる企業の株式が含まれていること。

（３）成長性

設備投資および人材投資への取り組みが、適切な企業統治を通じ、売上高、収益性、生産性、企業価値等の観点から、構成銘柄となる企業の成長に繋がるものであることが考慮されていること。

２．信用力等の確保

（１）財務内容等に照らして、信用力に特段問題のある企業の株式を構成銘柄としないこと。

（２）構成銘柄の数およびその母集団が、十分に確保されていること。

（３）構成銘柄の業種に偏りがないこと。また、構成比率が、時価総額等に照らして、特定の銘柄に過度に集中していないこと。

３．市場性の確保

構成銘柄が、株式市場における取引状況等に照らして、十分な市場性を有すること。

４．その他

（１）指数ならびに当該指数の算出方法、構成銘柄および構成比率が適切に開示されていること。

（２）指数の算出主体が、指数の算出実績を有すること。

（３）エンハンスト型、レバレッジ型またはインバース型の指数ではないこと。

別紙２

買入対象とする指数連動型上場投資信託受益権に関する基準

次の１．および２．に掲げる要件をすべて満たすものであること。

１．組成主体等

指数連動型上場投資信託受益権の上場または募集の取扱いを行う主体が、いずれも指数連動型上場投資信託受益権の取扱実績等を有すること。

２．その他

（１）現物株式を投資対象としていること。

（２）価格情報が適切に開示されていること。

別紙２.

（財務大臣宛認可申請書）

政第　号
平成２８年３月　　日

財務大臣　麻生　太郎　殿

日本銀行総裁　　黒田　東彦

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

平成２８年３月１４・１５日の政策委員会・金融政策決定会合における決定に伴い、平成２２年１０月２８日付財理第４６４１号・金総第３９０７号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第４３条第１項ただし書きの規定に基づき、認可申請致します。

以　　上

別紙

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

○ ５．を横線のとおり改める。

５．買入限度額等

（１）指数連動型上場投資信託受益権の買入れは、本行の保有残高が、年間約~~3 兆~~3 兆 3,000 億円に相当するペースで増加するよう行う。ただし、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

（２）
（３）
略（不変）

別紙３．

（金融庁長官宛認可申請書）

政第　号
平成２８年３月　　日

金融庁長官　森　信親　殿

日本銀行総裁　　黒田　東彦

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

平成２８年３月１４・１５日の政策委員会・金融政策決定会合における決定に伴い、平成２２年１０月２８日付財理第４６４１号・金総第３９０７号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第４３条第１項ただし書きおよび同法第６１条の２の規定に基づき、認可申請致します。

以　　上

別紙

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

○ ５．を横線のとおり改める。

５．買入限度額等

（１）指数連動型上場投資信託受益権の買入れは、本行の保有残高が、年間約~~3 兆~~3 兆 3,000 億円に相当するペースで増加するよう行う。ただし、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。

（２）
（３）
略（不変）